4 月 28 日付文部科学省初等中等教育局長の通知を踏まえ、5 月 8 日以降の学校園における新型コロナウイルス感染症対策についてお知らせします。

新教保第 183 号
新教支第 206 号
令和 5 年 5 月 1 日

市立学校･園長様

新潟市教育委員会
保健給食課長
学校支援課長

5 類感染症への移行後の学校園における
新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の５類感染症に移行することとなります。

このたび、５類感染症への移行を踏まえ、文部科学省において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）が改定されました。

これを受け、本年 5 月 8 日以降の本市立学校園における対策は、改定された衛生管理マニュアルに沿った対応を基本とします。主な改定の内容及び留意事項等については、下記のとおりですので、適切に対応するとともに、出席停止の期間等について、別紙 1 を参考に保護者に周知をお願いします。

なお、これに伴い、新型コロナウイルス感染症に関する「新潟市立学校園ガイドライン」は同年 5 月７日をもって廃止します。

記

1　学校園における新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 平時の感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後においても、家庭との連携による児童生徒等の健康状態の把握や、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じることが、引き続き重要である一方、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。

これまでも示しているとおり、教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本であり、 また、給食の場面においては、「黙食」は必要ありません。

	5 月 8 日以降	現行
健康観察	･発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせず自宅で休養することを周知し、呼び掛ける ･健康観察表の提出は不要（家庭との連携による健康状態の把握は重要）	･発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する ･登校前の「検温」及び健康観察表での「お子さんの健康状態の確認」を行う

換気	･変更なし	･気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに２方向の窓を開けて換気する
手指衛生	･変更なし	･こまめに手を洗うことが重要 ・手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない ･手指用の消毒液は補助的に用いる
マスク	･変更なし	･着用を求めないことを基本とする
清掃・消毒	･清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要	･通常の清掃活動とは別に特別な消毒作業を行うことは、感染者が発生した場合でなければ不要

感染対策物品(サーマルカメラ、消毒液、パーテーション等)については、状況に応じて使用してください。

(2)地域や学校園において感染が流行している場合などの対策について

学校が、地域や学校園で感染が流行していると判断した場合は、(1)に示す平時の感染症対策に加え、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等、以下を参考に、一時的に対策を講じてください。感染流行を判断するにあたっては、必要に応じて教育委員会や学校医等と相談してください。

① マスクの着用を促す。ただし、着用を強いることがないよう留意する。

② 身体的距離を確保する。その際、間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせるなどし、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

③ 具体的な活動場面ごとの感染症対策については「衛生管理マニュアル」を参照のうえ対策を講ずる。

２ 出席停止措置の取扱いについて

(1)児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合について

① 出席停止期間は、「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」を基準とする。

② 出席停止解除後も発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別･偏見等がないよう、適切に指導を行うこと。

③ 令和５年５月８日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等についても、同日以降は変更後の出席停止の期間の基準が適用される。

④ 出席停止の解除に当たっては、別紙２「療養解除届(新型コロナウイルス感染症用 令和５年５月８日改訂)」を保護者から記入してもらい、提出を受けること。

⑤ 登校園に当たっては、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないこと。

(2)その他の留意事項

① 令和５年５月８日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者と特定されていた者についても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていな

い者については、出席停止の対象とする必要はない。

② 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をせず自宅で休養することを児童生徒等･保護者に周知･呼び掛けを行うこと。

③ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があり、合理的な理由(※)があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止･忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能。

※合理的な理由とは、児童生徒等本人が医療的ケアを必要とする、または基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情等がある場合をいう。

3 学級閉鎖等の措置について

学級閉鎖等基準については、以下のとおり、インフルエンザと同様の基準にします。

〈基準〉

① 欠席率 10%、罹患率 30%を目安とする。

② 20 人以下の少人数の学級は、欠席者 3 人を目安とする。

〈措置日数〉

学級閉鎖等の期間は、３日間を基本とし、感染状況等を勘案し決定する。

※学校からの補足事項です。

① 通知文中にある「別紙１」とは、保護者配布文書「新型コロナウイルス感染症にかかる５月８日以降の対応について」のことです。

② 通知文中にある「別紙２」とは、学校ホームページ掲載の「療養解除届（新型コロナウイルス感染症用 令和５年５月８日改訂）」のことです。５月８日からお使いいただけます。